



派遣労働者雇用安定化特別奨励金

- 派遣先で派遣労働者を雇い入れた場合に、次のいずれにも該当する場合は、奨励金の対象となります。
- 6 か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6 か月以上の有期（更新有の場合に限ります。）で直接雇い入れる場合。
- 労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合
製造業務に限らず、派遣労働者を受け入れている他の業務も対象となります。

支給要件・・・次のすべてに該当すること

雇用保険の適用事業主である

6 か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6 か月以上の有期（更新有の場合に限ります。）で直接雇い入れる場合

労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合

雇い入れ日の前日から起算して6 か月前の日から申請日までの間において、労働者を解雇していないこと（ただし、天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）

雇い入れ日の前日から起算して6 か月前の日から申請日までの間において、雇用保険法の特定受給資格者 1 となる離職理由による退職者が3 人を超え、かつ、被保険者数の6 %に相当する数を超えた事業主でないこと

前々年度より前に労働保険料の滞納がないこと

事業主が事業所において、奨励金の支給決定等に必要な労働関係帳簿 2 を整備し、派遣先管理台帳を作成し、記載し保存していること

1 特定受給資格者とは、倒産に伴い離職した者、事業所の廃止に伴い離職した者、事業所の移転により離職した者、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者 等

2 出勤簿、タイムカード、労働者名簿等

支給額

	期間の定めのない労働契約			6 か月以上の期間の定めのある労働契約の場合		
	計	6 か月経過後	50 万円	計	6 か月経過後	30 万円
中小企業	100 万円	1年6 か月経過後	25 万円	50 万円	1年6 か月経過後	10 万円
		2年6 か月経過後	25 万円		2年6 か月経過後	10 万円
		計	25 万円		計	15 万円
大企業	50 万円	1年6 か月経過後	12.5 万円	25 万円	1年6 か月経過後	5 万円
		2年6 か月経過後	12.5 万円		2年6 か月経過後	5 万円

手続き

手続窓口（問い合わせ先）

公共職業安定所

提出書類

支給申請書、その他公共職業安定所が指示する書類

提出期限

1 回目・・・派遣労働者を雇い入れ、6 か月を経過してから1 か月以内

2 回目・・・派遣労働者を雇い入れ、1年6 か月を経過してから1 か月以内

3 回目・・・派遣労働者を雇い入れ、2年6 か月を経過してから1 か月以内

事業実施期間

平成21年2月6日～平成24年3月31日

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸屋町2-10-10 パークビル3階 TEL03-5651-0407 FAX03-5651-0408

E-mail:info@kirin-office.com URL:<http://www.kirin-office.com/>（「農業労務管理COM」<http://www.nogyo-roumu.com/>）